

令和6年度 大石田中学校『いじめ防止等基本方針』

＜いじめ防止対策の基本的な考え方＞

「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という可能性を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、学校、地域、家庭、教育委員会、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「未然防止」「早期発見」「早期対応・組織的対応」等に全力で取り組むものとする。

＜いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）＞

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

いじめ防止等の全体計画

組織

いじめ対策推進委員会
推進法22条：必置

目的：いじめの未然防止・早期発見・対応を実効的に行う
構成：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任
養護教諭、教育相談担当、道徳主任、心の教室相談員
特別支援教育コーディネーター、町特別支援教育専門員
町保健福祉課児童福祉主査、SC、SSWC
(外部機関と連携を図る必要性については、校長が判断をする)

対策

生徒がいつでも相談しやすい教師との信頼関係ができていることが前提にある

発達指示的生徒指導

- ・魅力ある授業
- ・温かな学年、学級経営
- ・いのちの教育の充実
- ・インターネット等の活用法の指導と連携
- ・心の相談員とのホットラインづくり

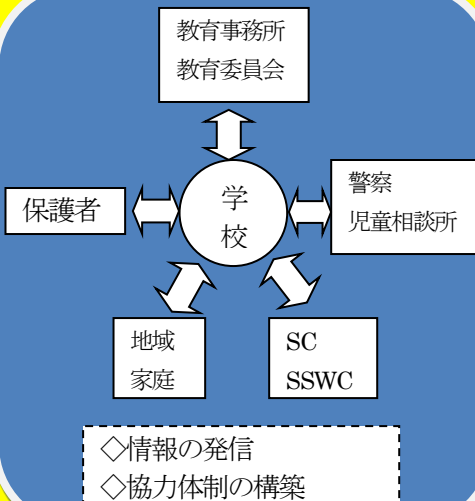
- ・いじめの察知（学校、家庭、地域の連携）
- ・調査の実施
- ・相談体制の整備
- ・相談事業の周知

いじめへの対応

- ・組織的な対応
- ・重大事態への対応

いじめ対策委員会（推進法23条：必置） 校長・教頭・教務主任から1名、生徒指導主事、当該学年主任と担任、養護教諭、教育相談員、心の教室相談員

連携



研修

- ◇教職員の資質向上
- ・いじめ理解と共有
- ・組織的な対応法
- ・指導記録の活用法
- ・学級経営